

安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査
及び研究に関する基本指針（案）

令和 8 年 ● 月 ● 日
閣 議 決 定

はじめに	2
第 1 章 調査研究に関する基本的な方向に関する事項	3
第 1 節 調査研究の趣旨	3
第 2 節 調査研究の方法	3
第 2 章 独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項	4
第 1 節 独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務の方向性	4
第 2 節 独立行政法人経済産業研究所とその他機関との連携	4
第 3 節 情報保全と守秘義務	5
第 4 節 その他	5
第 3 章 調査研究機関に関する基本的な事項	7
第 1 節 調査研究機関の趣旨	7
第 2 節 調査研究機関の要件	7
第 3 節 その他	8
第 4 章 その他調査研究に関し必要な事項	9
第 1 節 政府全体の施策並びに各省庁の行う経済安全保障に係る調査及び研究との連携 ..	9
第 2 節 調査研究に係る人材の養成及び資質の向上	9

はじめに

近年、国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、様々な課題に対し、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要となっている。

例えば、電気自動車生産に必須の重要鉱物の輸出管理が強化されたことにより、世界の自動車メーカーに多大な影響を及ぼし経済が混乱したのみならず、レアアースフリー磁石等の技術開発競争が激化するなど各国の技術開発戦略にも影響を及ぼし、さらに、安全保障の観点から政府が重要鉱物の生産拠点を運営する企業の筆頭株主となるような動きも見られた。また、民間企業としても、最新情報や政府の課題認識等に平時から接し、頻繁に行われる他国の制度変更等に官民で備える重要性が上昇するなど、様々な分野の事象が複雑に絡み合いつつ生じている。

これまで、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」又は「本法」という。）においては、第64条の規定に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究を行うものとされていたところである。

一方で、技術に関する調査及び研究にとどまらず、経済安全保障に関する総合的な調査及び研究と、それを担うシンクタンクの必要性が増している¹ことを踏まえ、令和8年6月に法を一部改正し、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究（以下「調査研究」という。）を内閣総理大臣が行うものとした上で、調査研究に関する業務の一部を独立行政法人経済産業研究所に行わせることができることとした。

本指針は、法第3条の3第1項の規定及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）に基づき、調査研究に関する基本指針（以下「本基本指針」という。）を定めるものである。

¹ 経済安全保障の更なる推進に向けた提言（令和8年1月30日 経済安全保障法制に関する有識者会議）においては、「適切な政策立案のためには、平時からの継続的な分析を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンク（中略）機能を、継続的な取組となるよう法的に位置付ける形で構築することが必要である。」「シンクタンクを設立するに当たっては、現在の政府内部による調査研究や、外部委託による調査研究の課題を解消するとともに、縦割りではなく、政府全体の幅広い政策要請に応える必要がある。」旨記載されている。

第1章 調査研究に関する基本的な方向に関する事項

第1節 調査研究の趣旨

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下で、経済的手段を通じた様々な脅威が高まっている中、我が国の経済安全保障をめぐる課題も複雑さを増しているところである。

刻々と変化する情勢に対応し、適切な政策立案を行うためには、各省庁がそれぞれの所掌の範囲で調査及び研究を行うのみならず、継続的に経済安全保障の観点から横串を通す形で幅広い調査分析を行い、その知見の蓄積を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査及び研究も行うことが必要である。

このような状況も踏まえ、政府全体として取り組んでいる経済安全保障に関する施策の強化の一環として、関係機関とも連携しつつ、内閣総理大臣が調査研究を行うこととする。

第2節 調査研究の方法

法に基づく調査研究は内閣総理大臣が行うこととなっているが、経済安全保障に関する調査及び研究は、政府内の各省庁、学術機関、民間の研究機関等、様々な主体が行っている。内閣総理大臣が調査研究を行うに当たっては、これらの調査及び研究との役割分担が重要であり、互いに補完し合い、我が国全体としての経済安全保障に関する調査及び研究を行う能力の強化につながるよう行う。

調査研究の成果を最大化するためには、経済安全保障に関する幅広い知見や分析手法に関する専門的な知見等が必要であることから、次節及び第3章で詳述するとおり、独立行政法人経済産業研究所（以下「RIETI」という。）内に総合的な経済安全保障シンクタンク（以下「シンクタンク」という。）の機能を構築し、内閣総理大臣は調査研究に関する業務の一部を RIETI 内のシンクタンクに行わせることや、必要に応じてその他の法人に調査研究の一部を委託することができることとする。

また、経済安全保障分野は、国際情勢と密接に関係していることから、調査研究を行うに際しては、国外の経済安全保障に関する調査及び研究を行う機関との連携が非常に重要である。絶えず世界情勢にアンテナを高く張り、同志国等との議論や意見交換等を積極的に行う。

第2章 独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項

第1節 独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務の方向性

これまでも、様々な政策課題に対して政府内部で調査及び研究を行ってきたが、定員の制約等により、継続的な専門人材の確保が困難であるという課題が指摘されてきた。同時に、民間の調査研究機関等への外部委託による調査及び研究についても、政策立案現場との議論をいかに継続させるかが課題とされてきたところである。

第1章で述べたとおり、調査研究の成果を最大化するためにも、また、これらの課題を解決するためにも、政府の要請にも対応可能なガバナンスを備え、継続的な運営が可能な独立行政法人の一つである RIETI 内にシンクタンク機能を構築し、内閣総理大臣が調査研究に関する業務の一部を行わせることとする。

シンクタンクは、サプライチェーン分野、インフラ・リスク点検分野及び技術分野等において、各省庁が自ら行う調査及び研究では限界のある部分等を中心に、高度な専門性を活かし、定量的な調査研究や、各府省の所掌を横断したテーマの調査研究²を行うことが期待される。具体的には、シンクタンクは、サプライチェーン情報等を継続的に収集・蓄積してデータベースを構築するなど、データに基づく統合分析等を行うことが期待される。

一方で、各省庁が所管行政を行う中で築いてきた業界との関係性を活かした、ヒアリング等の手段を用いた調査及び研究等、定性的かつ特定分野の中で詳細な分析を各省庁が行うに当たって、シンクタンクは、各省庁が自ら行う調査分析に対して、必要に応じて専門的助言や伴走を行う役割も期待される。

第2節 独立行政法人経済産業研究所とその他機関との連携

第1章で述べたとおり、経済安全保障に関する調査及び研究は、民間も含めて様々な主体が行っているところである。シンクタンクは、他の調査研究機関の成果を経済安全保障の視点で結集・統合し、ハブとなって自律性や優位性・不可欠性の

² 例えば、サプライチェーン分野であれば、二国間の輸出入における依存度の分析のみならず、海上輸送リスクや、輸出規制等の事象を想定した際の代替行動までも織り込んだ、多国間におけるサプライチェーンの強靱性についての分析等が考えられる。また、インフラ・リスク点検分野であれば、幅広いインフラ産業等に係る経済安全保障上のリスクについて、新興リスクも含め、発生可能性や影響度等进行分析・評価した上で、優先的に対処すべきリスクを特定し、インフラ間の相互依存性も意識しつつ、想定されるシナリオを作成して企業や自治体等の自主的取組・意識醸成を図るための TTX（机上演習）に活用することが考えられる。くわえて、技術分野であれば、安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析を行うのみならず、こうした地政学も加味した技術動向に関する情報発信を行い、企業の理解促進につなげること等が考えられる。

観点から政策提言につなげる役割を担うことが期待される。

これらの調査研究機関との共同研究等も積極的に行うほか、民間企業からの出向者の受入れも行い、出向者それぞれがこれまでビジネスの現場で培ってきた知見・経験を調査研究に活かしてもらうとともに、官民の人材交流のハブとなることで、経済安全保障に関するリテラシー向上にも貢献することを目指す。

くわえて、国内のみならず、経済安全保障の分野で国際的に著名な調査研究機関とも積極的にパートナーシップを結んで協働し、我が国の課題意識を共有するとともに、先進的な調査分析から知見を学んで我が国の調査分析能力の向上につなげることを目指す。また、優秀な人材の獲得のためにも、国際的に認知された大規模フォーラムの主催等を通じてシンクタンクの存在感や知名度を向上させる。

第3節 情報保全と守秘義務

シンクタンクが行う調査研究を、政府の要請に的確に応えた政策に直結するものとするためには、政府保有の機微な情報を共有することにも必要であることから、法第3条の4第5項の規定により、調査研究に関する業務に従事するRIETIの役職員には国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務を課すこととしている。

シンクタンクにおける情報管理の在り方としては、国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務が課されることを念頭に、執務空間の区域管理及び施錠等の物理的な措置、情報へのアクセス管理等の人的側面、サイバー攻撃対策等の技術的側面からの適切な措置等を講ずることとする。

くわえて、調査研究のために重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）に規定する重要経済安保情報をシンクタンクに共有する必要がある場合は、同法の規定に基づき、適切に共有することとなる。シンクタンクにおいては、そのために必要な設備環境をできるだけ早期に整備することとする。

第4節 その他

法第3条の2第8項の規定により、内閣総理大臣はRIETIに、同条第1項に規定する官民協議会の運営に関する業務の一部を行わせることができることとされている。

官民協議会に関する業務の一部も、経済安全保障に関する総合的な調査研究で得られた知見を活かす観点から、シンクタンクが行うことが想定される。シンクタンクが行う調査研究により得られた知見を、官民協議会の枠組みを通じて民間事業者

にも提供し、また官民協議会の議論を通じて浮かび上がってきた事業者の問題意識等をシンクタンクの調査研究に活かすという相乗効果を発揮することを目指す。

また、RIETI 内にシンクタンク機能を構築するが、継続的な運営を可能とする観点から、その業務にかかる費用は基本的に運営費交付金から支出することとする。一方で、法に基づく内閣総理大臣を主務大臣とする業務であるシンクタンクの業務とそれ以外の業務については、RIETI の予算計上等について分担の明確化を行うことが必要である。

シンクタンクが行う調査研究の成果物については、対外的に公表するものと非公表とするものがあると考えられる。先述のとおり、シンクタンクが調査研究を行うに当たっては、政府保有の機微な情報を共有した上で行うこともあり得る。この点を踏まえると、成果物が公表されることで、我が国の安全保障を損ないかねない場合も想定されることから、そのような可能性が生じ得る機微な情報が成果物に含まれる場合は、少なくとも当該部分は公表しないこととする。その上で、公表するかどうかについては、以下のような観点等も踏まえ、総合的に判断することとする。

① 公表することによる政策効果

経済安全保障に係る諸課題に対応する際、政府のみならず中小企業を含む民間企業等も主要な主体であることから、民間も含めた我が国全体の経済安全保障に関するリテラシーを強化していくことも重要である。シンクタンクが行った調査研究の成果物を公表することで、経済安全保障に関するリテラシー向上といった政策効果がある場合は、その点も考慮することとする。

② シンクタンク及びその研究者の適切な社会的認知

海外の著名な調査研究機関においては、質の高い成果を創出し続ける機関に所属し、自らも成果を創出することで、優れた研究者としてキャリアアップにつなげることを望む研究者も多い。優秀な人材の獲得という観点からも、シンクタンクが質の高い成果を創出していることや、その成果への研究者の貢献について、社会に広く発信され、適切な評価と認知を得られる環境を整備することが重要であることも含めて、考慮することとする。

第 3 章 調査研究機関に関する基本的な事項

第 1 節 調査研究機関の趣旨

調査研究は、法第 3 条の 4 第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣が行うこととされており、本来的には国が担うべきものであるが、調査研究の成果を最大化する観点から、経済安全保障分野に近接する分野での調査分析の蓄積及び産業界との交流やアカデミアとの人的ネットワークを有する RIETI に調査研究に関する業務の一部を行わせることができることとしている。

一方で、RIETI 以外にも、経済安全保障に関する高い専門性を持ち調査研究の一部を担い得る主体は存在すると考えられることから、法第 3 条の 4 第 3 項に基づき、一定の基準に適合する者に調査研究の一部を委託することも可能としている。

第 2 節 調査研究機関の要件

法第 3 条の 4 第 3 項の規定に基づく委託については、調査研究機関が、同条第 4 項に基づき関係行政機関から情報・資料の提供を受けることのできる者であること等を踏まえ、本法において、委託先に求める能力を示している。

① 調査研究を行うための専門的な能力（法第 3 条の 4 第 3 項第 1 号）

内閣総理大臣は、外交・情報・防衛・経済・技術の総合的な観点から経済安全保障に関する総合的な調査及び研究を行うこととなるが、その一部を委託されることとなる調査研究機関においては、委託されるテーマの調査分析を適切に実施することができる専門的な能力を有することが求められる。

② 情報収集・整理・保管に関する能力（法第 3 条の 4 第 3 項第 2 号）

国の政策に調査研究を活かしていくためには最新のトレンドを追うのみならず、過去の実績や知見の蓄積を踏まえた継続的な調査・分析が不可欠であり、自ら関連の情報を収集・整理し、それを保管することにより、調査研究に役立てていくことが求められる。

③ 内外の関係機関との連携に関する能力（法第 3 条の 4 第 3 項第 3 号）

①の調査・分析機能を担保するためには、自ら保有すべき情報と国内外の様々な機関がそれぞれの特徴に応じて有する情報を集約し、連携することが重要である。

このため、調査研究機関には、内外の様々な機関と連携し、ネットワークを構築する能力が求められる。

④ 情報管理体制（法第3条の4第3項第4号）

関係行政機関や海外の調査研究機関等との緊密なコミュニケーションを確保し、情報管理を図る必要がある情報を取り扱えるようにするため、適切な情報管理体制を確保することが求められる。特に、委託事業の調査・分析において様々な主体から提供される情報の中には、守秘義務の対象になり得る情報など、公表になじまないものも含まれ得ることから、その取扱いについては、十分な配慮が必要である。

第3節 その他

調査研究の実施においては、関係行政機関が保有する経済安全保障に関する情報等を踏まえることを始め、関係行政機関との緊密な情報連携が求められる。このため、法第3条の4第4項の規定に基づき、関係行政機関が、調査研究機関からの求めに応じて、必要な情報等の提供を行うことができることとしている。

このように、調査研究機関が、国内外の連携先との機微な情報の円滑な共有に資するためには、相互の信頼関係はもちろん、連携先が安心して円滑に情報をやり取りできるような制度や体制の構築が必要であり、法第3条の4第5項では、役職員への守秘義務、同条第3項第4号では、安全管理措置を適確に実施するに足る能力を求める旨が規定されている。

なお、調査研究の委託成果報告書については、行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年6月28日閣議決定）等に基づき、原則として、公表されることとなる。

第4章 その他調査研究に関し必要な事項

第1節 政府全体の施策並びに各省庁の行う経済安全保障に係る調査及び研究との連携

第2章でも記載したとおり、シンクタンクは、各省庁が自ら行う調査及び研究では限界のある部分等を中心に調査研究に関する業務を行うことが期待される。

シンクタンクが行う調査研究が、各省庁の政策立案に資するものとなるためには、各省庁の調査分析ニーズをしっかりと把握することが必要である。内閣官房国家安全保障局及び内閣府政策統括官（経済安全保障担当）は、各省庁と密接に連携し、経済安全保障に関する調査分析のニーズを取りまとめた上で、シンクタンクの行う調査研究にその内容が反映されるよう努めるものとする。

具体的には、内閣官房国家安全保障局が司令塔となり、定期的にシンクタンク及び関係省庁が意見交換をする場を設けるなど、政府とシンクタンクの連携を促進する。

第2節 調査研究に係る人材の養成及び資質の向上

調査研究を高い水準で実施していくためには、経済安全保障をめぐる国内外の情勢等に関して高度な知見を有する人材を中・長期的に養成・確保していくことが重要である。そのため、シンクタンクにおいては、人材育成の観点にも留意し、若手の登用等に積極的に取り組む。また、トップクラスの研究者については、その待遇は国際的な水準も考慮する。